

上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務を委託する事業者をプロポーザル方式により選定するため、その実施方法等必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 委託業務名

上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務（以下、「本業務」という。）

(2) 委託業務内容

別紙1「上土幌町マイクログリッド構築基本設計業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月31日まで

(4) 委託料上限額

25,000千円（消費税及び地方消費税含む）

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格要件

(1) 事業者の構成

ア. 応募者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者（以下「共同事業者」という。）とする。

イ. 共同事業者を構成する法人は、単独で応募することができない。

ウ. 応募申込受付期間終了後、共同事業者の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。

(2) 事業者の参加資格

応募者は、次の掲げる各号すべてを満たす者とする。

ア. 本業務の遂行にあたり、専門的かつ十分な能力を有する者であること。

イ. 参加の申込日において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

ウ. 国税、都道府県税並びに市町村税を滞納していない者であること。

エ. マイクログリッド構築に関する業務（FS等も含む）を受託した実績があること。

オ. 上記エについては、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者（外注先）が有する実績でも構わない。

5. スケジュール

実施要領の公表	令和5年4月17日（月）
参加申込の受付	令和5年4月17日（月）から令和5年4月27日（木） 15時00分まで（必着）
現地見学会 ※申込はホームページ内の申込フォームで受付 ※見学は任意とし、評価に影響するものではない	申込期限 令和5年4月19日（水）12時00分まで 第1回 令和5年4月20日（木）13時30分予定 第2回 令和5年4月24日（月）13時30分予定
質問の受付 ※回答は随時ホームページに掲載	令和5年4月17日（月）から令和5年4月25日（火） 12時00分まで（必着）
参加資格の確認結果通知	令和5年4月28日（金）
企画提案書の提出期間	令和5年4月28日（金）から令和5年5月18日（木） 15時00分まで（必着）
プレゼンテーション実施	令和5年5月25日（木）予定
審査結果通知	令和5年5月29日（月）予定
契約締結	令和5年6月上旬予定

6. プロポーザル参加申込書の提出

(1) 提出書類

応募者は、次のアからカを提出すること。

なお、共同事業者の場合は、ア、ウ、エは代表事業者で提出、イ、オ、カは構成事業者すべてについて提出すること。

ア. プロポーザル参加申込書（様式1）

- 共同事業者の場合は、協定書の写しを添付すること。なお、参加申込期限までに協定の締結が完了していない場合は、協定書案を添付すること。

イ. 会社概要調書（様式2）

ウ. 業務実績調書（様式3）

- 上記4（2）エの要件を満たすように記載すること。
- 記載した業務については、それを証明する契約書等の写しを添付すること。写しは、業務名、契約金額、契約当事者が表記されている部分のみで構わない。

エ. 業務実施体制調書（様式4）

- 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の役職等を記載すること。
- 再委託先がある場合は、その役割を含めて記載すること。

オ. 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本

カ. 納税証明書（町税・国税）

- 町税 納税（完納）証明書

※町内に本支店がない事業者で、町税の納税義務者でない事業者は不要とする。

- ・国税 個人事業者：納税証明書その3の2（申告所得税及び復興特別所得税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）
法人事業者：納税証明書その3の3（法人税と消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

- (2) 提出部数 2部（正・副）及びPDFデータ
- (3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録がわかるものに限る）
※持参の場合は土日祝日除き、役場開庁時間に限る。
- (4) 提出期限 令和5年4月27日（木）15時00分まで【必着】
- (5) 提出先

〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町ゼロカーボン推進課
[データ提出先] zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

- (6) 書類審査
 - ・プロポーザル参加申込書を提出した者について、参加資格を確認する。
 - ・参加資格を満たす者が多数あった場合には、業務実績調書に基づき、おおむね5者程度を選定できるものとする。
 - ・参加資格の確認結果通知は、すべての提出者に通知する。

7. 質問回答

- (1) 質問方法
質問書（様式5）に本プロポーザルに関する質問事項を記載し、メールアドレスあてに提出すること。
メールの件名は「マイクログリッド基本設計プロポに関する質問（質問者名）」とすること。（電話又は口頭による質問は受け付けない。）
- (2) 質問受付期間
令和5年4月17日（月）から令和5年4月25日（火）12時00分まで【必着】
- (3) 提出先
上士幌町ゼロカーボン推進課
[質問書提出先] zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp
- (4) 回答方法
町ホームページに適宜掲載する。

8. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ア. 企画提案書（様式6）
 - イ. 企画提案（任意様式・A4版またはA3版）
 - ・様式6別紙に示した各項目について記載すること。各項目の細分化、項目の追加は認める。
 - ・提案資料は20ページまでとし、文字の大きさは10.5ポイント以上とすること。ま

た、ページ番号を付すこと。

- ・本町が定めた計画をよく理解した上で、提案すること。(プロポーザル募集 HP 参照)
- ・提案者を特定することができる内容の記述はしないこと。

ウ. 見積書(様式7)

- (2) 提出部数 9部(正1部、副8部)及びPDFデータ
※様式6及び様式7は1部のみ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録がわかるものに限る)
- (4) 提出期限 令和5年5月18日(木)15時00分まで【必着】
※持参の場合は土日祝日除き、役場開庁時間に限る。
- (5) 提出先
〒080-1492 北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町ゼロカーボン推進課
[データ提出先] zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

9. プレゼンテーション

提出した企画提案について、上士幌町マイクログリッド構築に関する基本設計策定業務委託プロポーザル選定委員会(以下、選定委員会という。)に対しプレゼンテーションを行う。

- (1) 実施予定日
令和5年5月25日(木) 予定
- (2) 場所
河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地
上士幌町山村開発センター 第2研修室
- (3) 出席者
プレゼンテーションの出席者は3人以内とし、説明者は業務実施体制調書に記載がある者が行うこと。なお、やむを得ない事情で業務実施体制調書に記載がある者が出席できない場合は、事前に理由書を提出し町の了解を得ること。
- (4) 持ち時間
質疑応答10分程度を含め、30分以内(予定)とする。ただし、持ち時間は提案者の数により、変更する場合がある。
- (5) その他
 - ・プレゼンテーションは提出した企画提案に沿って、提案内容の説明等を行うものとする。
 - ・プレゼンテーションで使用するパソコン・ケーブル類は提案者で用意すること。プロジェクター(EPSON EB-2265U)、スクリーン、予備のパソコンは町で用意する。

10. 評価基準

別紙2「プロポーザル評価基準」のとおり

11. 選定方法

- (1) 評価基準に基づき、提案書、ヒアリング等により審査を行い、最も優れた提案を行った提案者を優先交渉者として選定する。
- (2) 審査の結果、企画提案内容が一定の基準に満たない場合には、優先交渉者を選定しないことがある。
- (3) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格（選定対象からの除外）とするとともに、その参加申込及び提案書を無効とする。
 - ア. 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - イ. 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - ウ. プレゼンテーションに参加しなかった者
 - エ. 選定の公平性を害する行為があったと選定委員会が認めた者
 - オ. 見積書の金額が委託料上限額を超えている者

12. 選定結果の通知

選定結果は、文書で通知する。なお、審査の内容及び他の応募者に係る審査結果についての問い合わせには応じない。

13. 提出された書類について

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 提出された書類は、このプロポーザルに係る選定以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、上士幌町情報公開条例に基づき、第三者に開示する場合があるものとする。
- (3) 提出後の訂正、差替えは、町から指示した場合を除き認めない。

14. 契約内容の決定及び契約の締結について

- (1) 優先交渉権者と委託内容、仕様書、提案内容等について調整を行ったうえで、契約内容を決定する。
- (2) 優先交渉事業者として選出された者を随意契約の相手方として見積合わせを実施する。
- (3) 優先交渉者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次順位の者を優先交渉者として選定し、見積合わせを実施のうえ、随意契約する。
- (4) 委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (5) その他契約に関する条項は上士幌町財務規則によるものとする。

15. その他留意事項

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を町に請求することはできないものとする。
- (2) プロポーザル参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、プロポーザル辞退届（様

式8)を提出すること。

(3) 選定後又は契約締結後に、優先交渉権者の提案書における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することができる。

(4) 業務実施体制調書に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、事前に町の了解を得るものとする。この場合、変更前と同等以上の者とする。

16. お問い合わせ先

〒080-1492

北海道河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地

上士幌町ゼロカーボン推進課

電話番号 01564-7-7255 / FAX 01564-2-4637

E-mail zerocarbon@town.kamishihoro.hokkaido.jp

町HP <https://www.kamishihoro.jp/entry/00005655>